



金沢市公報

号外第28号の2

平成21年(2009年)9月18日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	
●規 則		憩の家条例施行規則の一部を改正する規則 (長寿福祉課) 4
○金沢市ものづくり会館条例施行規則 (ものづくり政策課)	1	●金沢市 金沢市消防局訓令甲
○金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人		○金沢市火災予防違反処理規程の一部改正につ いて (予 防 課) 4

規 則

金沢市ものづくり会館条例施行規則をここに公布する。

平成21年9月18日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第64号

金沢市ものづくり会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市ものづくり会館条例（平成21年条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第2条 条例第5条の規定により、金沢市ものづくり会館（以下「会館」という。）の利用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金沢市ものづくり会館利用申請書（様式第1号。以下「利用申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

(利用申請書の受付期間)

第3条 利用申請書の受付期間は、会館を利用する日（以下「利用日」という。）の6箇月前の日の属する月の初日から利用日の前日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用承認書の交付)

第4条 市長は、会館の利用を承認したときは、金沢市ものづくり会館利用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

(利用者の遵守事項)

第5条 会館を利用する者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで、寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (2) 許可を受けないで、印刷物等を掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で、火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで、所定の設備等以外の設備を使用しないこと。
- (5) 利用に係る会館の入館者の安全を確保すること。
- (6) 利用に係る会館の入館者に次条各号に掲げる事項を守らせること。

(入館者の遵守事項)

第6条 会館の入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所に入入りしないこと。
- (4) 建物、設備等をき損し、又は汚損しないように注意すること。

(指定管理者の指定の申出)

第7条 条例第14条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市ものづくり会館指定管理者指定申出書（様式第3号）により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第14条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 会館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

金沢市ものづくり会館利用申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名

(法人にあっては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

金沢市ものづくり会館を利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 の 目 的					
利 用 の 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで				
利 用 施 設	利用時間区分			利用人員	人
	午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 6時～9時		
第 1 研 修 室				利用設備	プロジェクター (要・不要) スクリーン (要・不要) その他 ()
第 2 研 修 室					
第 3 研 修 室					
第 1 会 議 室					
第 2 会 議 室				備考	
多 目 的 室					
調 理 実 習 室					
談 話 室					
多目的ホール					
交 流 広 場	時～ 時				
利 用 責 任 者	氏 名				
	連 絡 先				

備考 利用時間は、準備及び原状に復する時間が含まれます。

様式第2号(第4条関係)

収 第 号
年 月 日

金沢市ものづくり会館利用承認書

住 所

氏 名

様

金沢市長

印

年 月 日付で申請のあった金沢市ものづくり会館の利用について、次のとおり承認します。

利 用 の 目 的					
利 用 の 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで				
利 用 施 設	利用時間区分			利用人員	人
	午前 9時~12時	午後 1時~5時	夜間 6時~9時		
第1研修室				利用設備	プロジェクター (要・不要) スクリーン (要・不要) その他 ()
第2研修室					
第3研修室					
第1会議室					
第2会議室				条件	
多目的室					
調理実習室					
談話室					
多目的ホール					
交流広場	時~ 時				
利 用 責 任 者	氏 名				
	連絡先				

様式第3号(第7条関係)

金沢市ものづくり会館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

金沢市ものづくり会館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市ものづくり会館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月18日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第65号

金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例施行規則（平成16年規則第70号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 定款、規約又はこれらに類する書類

(3) 法人にあっては、登記事項証明書

別記様式の備考第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 定款、規約又はこれらに類する書類

(4) 法人にあっては、登記事項証明書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金 沢 市 訓 令 甲
金 沢 市 消 防 局

●金 沢 市 訓 令 甲 第 1 号
金 沢 市 消 防 局

消 防 局 署
消 防

金沢市火災予防違反処理規程（平成14年金沢市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成21年9月18日

金 沢 市 長 山 出 保
金 沢 市 消 防 長 二 俣 孝 司

第30条第2項中「第35条の10」を「第35条の13」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年10月30日から施行する。

平成21年(2009年)9月18日 印刷

発行人

金 沢 市

平成21年(2009年)9月18日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)